

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	57	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人家畜改良センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円)（平成24年度）	
			内訳（名称）	（額）	法人名	額
全国的な視点での家畜改良	中期目標（平成23年3月2日農林水産省指令22生畜第2259号）に基づき、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の2に定める家畜改良増殖目標、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の2に定める基本方針の実現に資するため、全国的な視点から家畜個体毎の遺伝的能力の評価を実施するとともに、遺伝的能力の高い種畜を都道府県・民間に供給。	7,483	合計	8,190	※公益法人への支出については、百万円未満の少額のものを除き、国所管に限定。特定関連会社は該当なし。	
			国費	6,086	(社) 家畜改良事業団	23
			施設整備補助金	248	(社) ホルスタイン登録協会	10
			委託費	19	(社) 和牛登録協会	5
自己収入	1,836	(社) 北海道電気保安協会	2			
飼料作物種苗の増殖	中期目標（平成23年3月2日農林水産省指令22生畜第2259号）に基づき、民間では増殖が困難な飼料作物種子の原種子について、異品種との交雑等がおこらないよう、国際基準に適合する厳格な栽培条件の下で増殖及び供給を実施。	404	合計	404		
			国費	355		
			委託費	6		
自己収入	43					
牛トレーサビリティ業務	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第20条に基づき、農林水産大臣からの委任により、牛個体識別台帳の管理及び記録の公表等に関する事務を実施し、履歴情報を消費者等に広く公表（1日当たり約10万頭の検索）。	262	合計	262		
			国費	234	(社) 家畜改良事業団	2
			委託費	1		
自己収入	27					
種畜検査及び種苗検査	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条に基づき、農家が飼養する牛、馬及び豚の家畜の雄について、伝染性疾患等の有無に係る検査や第35条の2に基づき、農林水産大臣の指示により、種畜の飼養者への立入検査等を実施。 種苗法（平成10年法律第83号）第63条に基づき、農林水産大臣の指示により、流通段階の種畜を集取し、表示や品質の検査を実施。 また、国際間で流通する種子の品質特性や純度を確保するため、OECD（経済協力開発機構）の品種証明制度に基づく検査等を実施。	212	合計	212		
			国費	211		
			自己収入	1		
研修指導	中期目標（平成23年3月2日農林水産省指令22生畜第2259号）に基づき、全国の幅広い畜産関係者（年約1,600人）を対象に、家畜、草地、施設機械等の実技研修用フィールドを利用した研修指導等を実施。	210	合計	210		
			国費	150	(財) 畜産環境整備機構	2
			自己収入	60		
外部支援	中期目標（平成23年3月2日農林水産省指令22生畜第2259号）に基づき、家畜疾病や災害発生地域への支援の国家レベルでの取組強化のため、センターの人材・資源を活用した支援を実施。	2	合計	2		
			国費	2		
			自己収入	0		

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<平成24年度決算合計>

特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		-	-	-
		該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

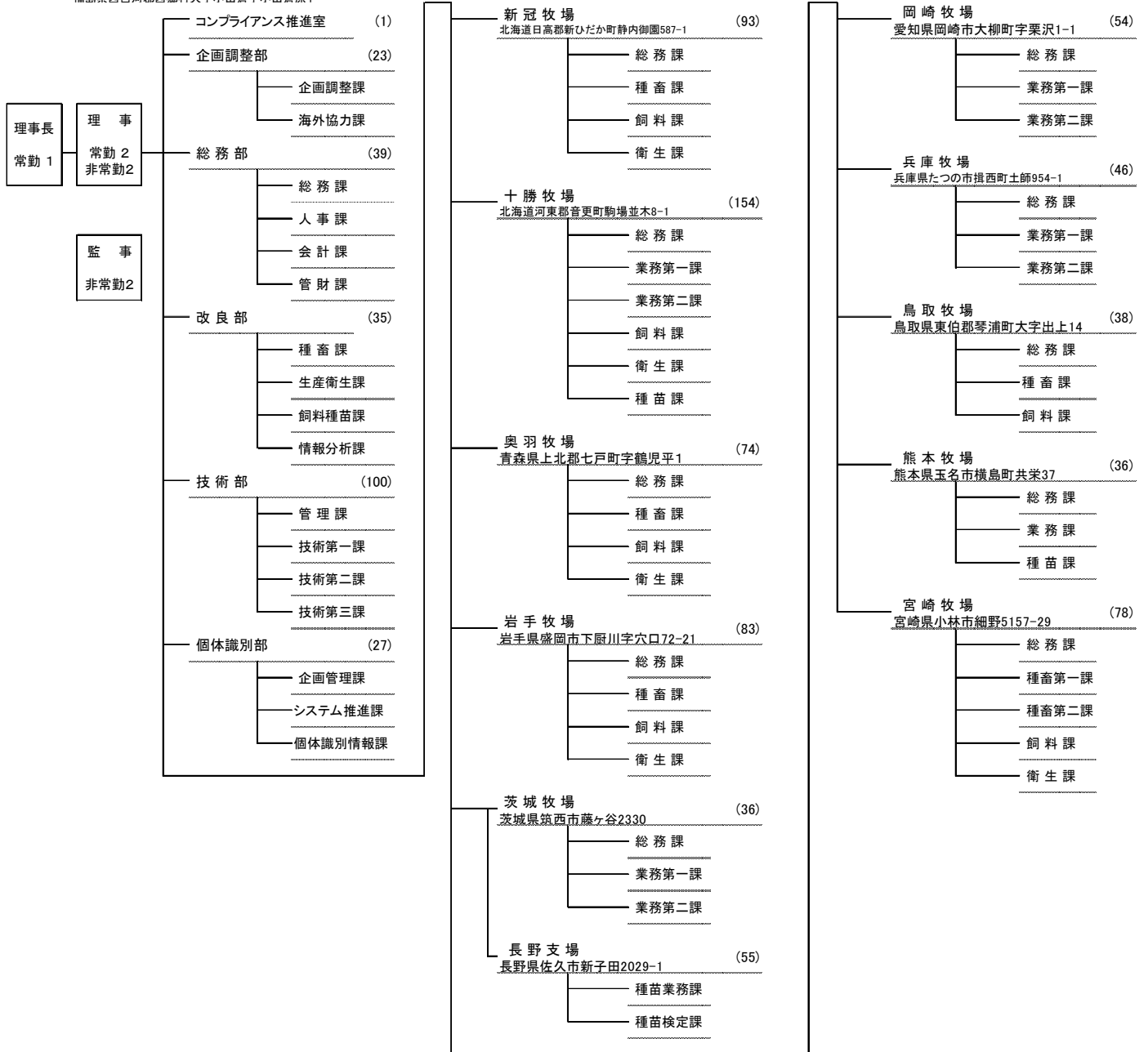
NO.	57	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人家畜改良センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

家畜改良センター 972名 (平成25年4月1日現在)

本所 225名

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉庚1



<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員（平成25年4月1日現在）を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	57	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人家畜改良センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

1 政策分野における法人の位置付け

①国産畜産物を軸とした食と農の結びつきの強化

国際競争が激化する中で、我が国の畜産業の発展のため、家畜の改良増殖や飼料作物の増産は極めて重要であり、長期的視点に立ち、計画的かつ組織的に推進していく必要があることから、国は、「家畜増殖改良法」に基づく「家畜改良増殖目標」並びに「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図る基本方針」を定めている。

独立行政法人家畜改良センター（以下「センターという。」）は、家畜改良増殖目標等を実現する施策実施機関として、国が設定した中期目標に基づき、都道府県や民間では取り組み難い遺伝的多様性を考慮した家畜の改良増殖、全国規模での遺伝的能力評価、民間では実施困難な飼料作物種苗の増殖等に取組んでおり、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に寄与するとともに、我が国畜産業の発展を下支えしている。

②食の安全と消費者の信頼確保

平成13年9月の牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の国内発生に伴い、国は、そのまん延防止等を図るため、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（以下「牛トレーサビリティ法」という。）を公布施行し、牛トレーサビリティシステムを新たに導入した。センターは、牛トレーサビリティ法に基づき農林水産大臣からの委任を受け、牛個体識別台帳の管理等を行っている。

2 実施業務における成果

①家畜の改良増殖

○乳用牛

- ・優良種雄牛の造成（国産乳用牛精液の2割強を生産）や遺伝的能力評価により生産性が向上。
- ・その結果、経産牛1頭当たりの年間乳量が過去10年間で年当たり約80kg増加。100頭規模の酪農家ならば年間約72万円（80kg×90円/kg×100頭）の収入増加に貢献。

○肉用牛

- ・優良種雄牛の造成（全国規模で流通する和牛精液の約2割を生産）や遺伝的能力評価により増体性が向上。
- ・その結果、肉用牛の増体性が過去10年間で年当たり4.3kg向上しており、枝肉単価を1,800円/kgとした場合。年間100頭出荷の肥育農家ならば年間約77万円（4.3kg×1,800円×100頭）の収入増加に貢献。

○豚

- ・国産肉豚の主力である三元豚の生産に使用するデュロック種について、発育速度が国内トップを示す系統造成と種豚場へ原種豚の供給を行っており、国産肉豚の3～4割はセンター産の原種豚に由来。

○鶏

- ・優良種鶏の供給を通じて都道府県が行う地鶏等の造成に貢献、比内地鶏等都道府県が造成した地鶏等の約8割（46銘柄中38銘柄）がセンター産種鶏を利用。

②飼料作物種苗の増殖

- ・国内で育成された品種の約8割、国内で販売された品種の6割弱について、センターがその種苗（原種子）を増殖。
- ・飼料自給率の向上及び主食用米の生産調整の切り札であり作付面積が増加している飼料用イネの種子を増殖し、8,000ha分の種子（340トン）を供給。

③牛トレーサビリティ業務

- ・我が国では家畜伝染病予防法により、BSE患者が確認された場合、疑似患者を特定し、殺処分するなどのまん延防止措置を実施することとされたが、本業務により迅速かつ正確に疑似患者が特定できるようになり、平成25年5月、我が国が、国際獣疫事務局より「無視できるBSEリスクの国」に認定されることにつながった。

- ・平成25年7月にBSE対策が見直され、48か月を超える牛についてのみBSE検査を実施することとされたが、本業務はこれに必要な牛の月齢確認に活用されている。

- ・牛トレーサビリティシステムは、牛肉の産地、和牛等の品種、と畜日等の確認に広く活用されていることから、本業務は、国産牛肉の安全性や信頼性の確保にも貢献しており、その裨益は国民全体に及んでいるところ。

- ・また、牛トレーサビリティシステムは、肉用子牛生産者補給金制度、家畜共済事業、肉用牛肥育経営安定特別対策事業等の運営管理、畜産統計及び農業経営統計調査の作成に必要なデータ収集にも活用されていることから、センターは、我が国の肉用牛経営の安定や国の統計事務の効率化にも貢献。

④その他

- ・これらのほか、センターは、家畜の雄（人工授精用精液）を介した疾病の蔓延を防止するための種畜検査、流通種苗の適正な表示や品質を確保するための種苗検査、普及が望まれる畜産技術に関する研修指導など業務を行いつつ、大規模な家畜伝染病や自然災害等が発生した場合には、国や都道府県の要請に基づき、防疫作業要員の派遣や粗飼料（乾牧草等）の緊急供給等の外部支援を国と緊密な連携の下に実施しており、被災地域の畜産復興にも貢献。

- ・具体的な事例を挙げれば、

- 宮崎県口蹄疫禍に伴う防疫措置支援・・・職員派遣数延べ4,097人・日

- 新燃岳噴火に伴う緊急支援・・・職員派遣数延べ74人・日、粗飼料支援93トン

- 東日本大震災に伴う緊急支援・・・職員派遣数延べ1,978人・日、粗飼料支援1,128トン

- ・特に、東日本大震災における職員派遣においては、主に福島第一原発事故に伴い発生した放れ牛の捕獲に従事、その結果、これまでに全体で約2,400頭の牛が捕獲され、放れ牛による交通事故の発生や家屋への侵入被害等の防止に貢献。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

家畜の生産性・品質の向上により、国民の生活に欠かすことのできない良質な畜産物をできるだけ安価でかつ安定的に供給するとともに畜産経営の安定化等に資するため、国は、「家畜改良増殖目標」や「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を策定している。(独)家畜改良センターはこれらの実現に向け、全国的な家畜の改良増殖の見地から、都道府県等との調整、都道府県や民間では取り組み難い遺伝的多様性を考慮した改良素材となる種畜の生産、飼料作物種苗の増殖等を行っており、このような業務の実施に当たっては、国の行政組織並びに事務及び事業の減量・効率化を図る観点から設立された独法制度により実施することが適当であると考えます。

また、独法制度により、弾力的な予算運用・業務執行が可能となっている中で、宮崎県口蹄疫の防疫措置にかかる職員派遣、東日本大震災に伴う警戒区域内の放れ畜の捕獲等にかかる職員派遣、被災地域において一時的に不足する粗飼料の支援等の外部支援を機動的・効率的に実施することができたと考えている。

一方で毎年行われる年度評価については、農林水産省独立行政法人評価委員会による一次評価に加えて、総務省に設置された政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価といった複数回の評価が実施されており、業績評価に係る相当量の事務負担が発生している。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
農林水産省	0030	独立行政法人家畜改良センターの運営に必要な経費
農林水産省	0036	多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜改良対策推進
農林水産省	0300	独立行政法人農業生物資源研究所に要する経費

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円) ※百万円未満の少額のものを除く。	委託先
独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設の管理・運営事業委託契約	家畜改良センター中央畜産研修施設における清掃等施設保守・点検業務及び宿泊業務、教室利用調整業務、食堂運営、利用料金の徴収業務等を行っている。	10	(株)ニッコトラスト東日本
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円) ※百万円未満の少額のものを除く。	委託先
飼料生産業務(新冠、奥羽、鳥取牧場)	・作業用機械一式の持込みによる肥料散布等の圃場管理業務 [新冠、奥羽、鳥取牧場] ・サイレージ原料の運搬[新冠牧場] ・トウモロコシ播種作業[鳥取牧場]	2	・農業生産団体
環境整備(奥羽、茨城、長野、鳥取牧(支)場)	・作業用機械一式の持込みによる場内用地の除草作業	3	・シルバー人材センター

No.	57	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人家畜改良センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	・ 該当なし
② これに対する現時点での考え方	
（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	【種苗管理センター及び家畜改良センター】 ○上記2法人を統合し、成果達成目標法人とする。
② これに対する現時点での考え方	両法人が行う事務・事業に共通点は少なく、統合によるシナジー効果は乏しいと思料されることに加え、人員の増加や業務範囲の拡大に伴う法人運営の複雑化等統合による弊害も懸念される。 また、家畜改良センターは、口蹄疫等悪性の家畜伝染性疾病や大規模な自然災害等が発生した場合に緊急防疫措置、家畜の捕獲や保護、乾牧草の緊急供給などその人員・資源を活用した外部支援を行ってきたが、法人統合により迅速かつ機動的な外部支援に支障が生ずるおそれがある。
（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	○政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘事項（平成22年11月26日） 家畜改良センターは、福島県に本所を、全国に10牧場及び1支場を設置している。これらの本所及び地方組織については、上記第1の事務及び事業の見直し（別添1参照）に併せて、効率的かつ効果的な運営を図る観点から、組織体制を見直し、再編を行うものとする。 ○会計検査院による指摘事項 該当なし。
② 対応状況	・ガバナンスの強化・充実を図るため、リスク管理等の業務を加えるなど業務監査室の機能を強化し、平成23年10月にコンプライアンス推進室として改組した。 ・宮崎牧場で実施していた乳用牛に係る調査試験の終了に伴い、平成24年末に宮崎牧場種畜第二課乳用牛係を廃止した。 ・業務の質、量に応じた機動的な組織体制とするため、第3期中期計画期間中に各牧場の家畜飼養管理部門と飼料生産管理部門との統合、本所の部の組織編成を見直すこととしている。

No.	57	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人家畜改良センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について
 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。

1 他独法との統合について

家畜改良センターの事務・事業の内容等を踏まえれば、他独法との統合によるシナジー効果は、次のとおり乏しいものと考えている。また、人員の増加や業務範囲の拡大に伴う法人運営の複雑化等統合による弊害も懸念される。

① 種苗管理センターとの統合

・家畜改良センターは、飼料作物種苗の増殖等植物栽培に係る業務を一部行っているものの、主要な事務・事業の内容は、高度な家畜の飼養管理技術が求められる「家畜の改良増殖等」や牛の生産流通に関して特別な知見が必要な「牛個体識別情報の管理・公表」などである。

・一方、種苗管理センターは、「植物の品種登録に係る栽培試験」や「ばれいしょ、さとうきびの原原種の生産・配布」等植物の栽培管理や増殖に関して専門的かつ高度な技術が求められる事務・事業に特化しており、それぞれに高度な専門性が必要とされる両センターの業務を同一の人材が担うことは困難である。

・また、種苗管理センターは、健全無病な原原種を供給するため、病害虫の侵入防止策が徹底された隔離圃場において原原種生産を行っており、仮に家畜改良センターと統合したとしても衛生管理の観点から圃場及び施設機械の共同利用による作業の合理化は期待できない。

② 研究開発法人との統合

・農業・食品産業技術総合研究機構をはじめとする研究開発法人は、「農業・食品産業技術に関する研究」、「生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進及び民間研究の支援」、「農業分野の生命科学の研究開発」等試験研究を中心とした事務・事業を行っている。

・一方、家畜改良センターは、「家畜の改良増殖等」、「飼料作物種苗の増殖等」、「牛個体識別情報の管理・公表」など、いわゆる現場を中心とした事務・事業を行っており、業務内容及び職員の専門性は研究開発法人と著しく異なり、人材の相互活用は困難である。

・また、業務内容及び職員の専門性の差異に加えて、研究職員を中心に業務を展開する研究と事務・技術職員を中心に業務を展開する家畜改良センターでは法人統治の手法（ガバナンス）が異なるため、統合による組織運営の効率化も期待できない。

③ 機動的な外部支援の維持

家畜改良センターにおいては、その人員・資源を活用して口蹄疫等悪性の家畜伝染性疾病や大規模な自然災害等が発生した場合に緊急防疫措置、家畜の捕獲や保護、乾牧草の緊急供給などの外部支援を実施してきたが、法人統合に伴い機動的かつ迅速な外部支援の実施に支障が生ずるおそれがある。

2 他の主体への事務・事業の移管等

① 地方公共団体や民間企業への移管

家畜改良センターでは、遺伝的多様性を考慮した家畜の改良増殖や全国同一基準による家畜の遺伝的能力評価、厳格な栽培条件下での飼料作物種苗の増殖、牛個体識別台帳の管理・公表等を実施しているが、これらの業務は全国規模での業務であり、かつ採算が見込めないこと等から地方公共団体や民間企業による代替可能性はないと考える。また、国からの監督等政策的な措置を講じたうえで民営化する場合においても、畜産業の下支えや牛個体識別情報の管理・公表という採算が見込めない分野を担っていることから、競争原理を導入し運営の効率化を図るといふ民営化のメリットは極めて少ないと思料される。

② 他独法への移管

家畜改良センターが担っている業務は、遺伝的多様性を考慮した種畜の生産や改良のスピードアップに不可欠な高レベルの家畜育種・繁殖技術、遺伝的に純度の高い飼料作物種苗の増殖に必須な高い植物栽培技術が要求されるなど、他の独立行政法人にはない特殊性・専門性が求められる上、他に類似の業務を行っている独法もない。

3 その他

家畜改良センターが担う事務・事業は、我が国の畜産物生産の基礎部分であるとともに、国産牛肉の安全性・信頼性の確保にも関係していることから、その組織体制の見直しに際しては、畜産農家や畜産関係団体、消費者団体、都道府県等の理解醸成が重要と考える。

No.	57	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人家畜改良センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—